

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可(☎(29)1401)
行政相談	18(木)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談のみ(内線182)
司法書士相談	16(火)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	26(金)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①2(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②11(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③13(土)、午前9時30分～11時30分	市役所 4階農業委員会会長室	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会(人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会(人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可(☎(24)3700)
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約(☎(26)1233)、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ(☎(25)0666)
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約(☎(28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷、市役所 2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約(☎(26)7887) ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	5(金)、4/5(月)、午後1時～3時	市役所 4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館 2階	経営指導員などによる相談(☎(25)1101)
商工法律相談	9(火)、午後2時～4時	商工会館 2階	要予約(☎(25)1101)
日本政策金融公庫相談	10(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館 2階	要予約(☎(25)1101)
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター(市役所 1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン(☎(局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
お出かけ就労支援相談	23(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所 2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会(☎(24)3700)
若者の就労相談	17(水)、午後1時～4時	市役所 4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション(☎(26)9441)
労働相談	18(木)、午後6時～8時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	15(月)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	25(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時 9(火)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館) 金剛連絡所	要予約(☎(26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
もの忘れ医療介護相談	3(水)、17(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所 5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



上下水道

水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要で
す。また、新築などの工事をされる場合も届け出が必要です。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要ですので、必ず届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト

内の水道事業のページにある申し込みフォームに、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

○使用水量の確認のために、2カ月に一度お伺いして水道メーターの検針をしています。メーターボックスの上に車や物を置いたり、付近で犬を放し飼いにしたりすると、検針の妨げとなります。円滑な検針にご協力いただくようお願いいたします。

問い合わせ 水道お客様センター ☎(20)6400



スマートフォンからでも申し込みできます。

水道管やメーターボックスの管理を

公道などに埋められた配水管は市の所有物ですが、この配水管から分かれた給水装置（水道メーターは除く）やメーターボックスは皆さんの財産ですので、日頃から適切な管理をお願いします。

●メーターボックスの修繕・交換

メーターボックスが破損している
と、水道メーターの交換や検針業務に支障がでます。

メーターボックスの蓋が壊れてしまったなどの場合は、修繕や交換をお願いします（修繕や交換に要する費用は個人負担になります）。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）



相談

特設無料法律相談

とき 3月8日(月)、午後1時～4時

ところ 金剛連絡所

内容 相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル

対象者 市内在住で、過去1年間に24ページ「今月の相談」の法律相談を受けていない人

定員 6人

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 都市魅力課（内線182）へ



募集

自衛官募集

●一般幹部候補生

※将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコース。

応募資格 日本国籍を有する20歳以上28歳未満の人など

試験日 5月8日(出)、9日(日)

※9日(日)は飛行要員希望者のみ。

※詳しくは、お問い合わせください。

受付期間 3月1日(月)～4月28日(水)

●一般曹候補生

※各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を養成する制度。

応募資格 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の人

受付期間 3月1日(月)～5月11日(火)

試験日 5月21日(金)～30日(日)のうち1日

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799

保健センターアルバイト募集

職種 保健師

※勤務時間や業務内容など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 事前に電話で連絡の上、履歴書に資格証明書の写しを添えて、保健センター ☎(28)5520 へ



※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠

※広告の問い合わせは、都市魅力課（内線326）へ。

献血にご協力を

とき・ところ 3月21日(日)、午前10時～午後4時=エコール・ロゼ

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会
☎(25)8261



講座・催し

認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

とき 3月23日(火)、午後2時～3時

内容 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解と対応について

※オンライン会議ツール「ZOOM」を利用した講座です。

対象者 市内在住・在勤で認知症サポーターになることを希望し、「ZOOM」で講座を受講できる人

定員 20人

受講料 無料

申し込み 3月8日(月)～18日(木)に、メールで、件名に講座名、本文に住所、氏名、年齢、電話番号、性別を明記し、高齢介護課〔(内線196)・Eメール kaigohoken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ(申し込み先着順)

※市ウェブサイト(高齢介護課のページ)からも申し込みできます(右図のQRコードからもアクセスできます)。



認知症サポーター集まれ!

地域で暮らす高齢者や認知症の人を見守る活動について自由に意見交換をする座談会を開催します。

とき 3月25日(木)、午後2時～3時

ところ エコール・ロゼ

対象者 認知症サポーター養成講座を受講したことのある人

定員 15人 **参加費** 無料

申し込み 3月8日(月)～19日(金)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

らくらく調整体操「足もと改善」

とき 4月22日(木)、午後2時～3時

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 足のむくみ、転倒防止、姿勢改善、膝の動き改善の体操など

定員 15人 **参加費** 700円(当日徴収)

持ち物 靴下、バスタオル(持っている人はヨガマット)

※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 3月6日(土)、午前10時～、同ホールへ(申し込み先着順)

就労支援IT講座

●パソコン基礎講座とリモート面接の仕方

ワードとエクセルの基礎とオンライン会議ツール「ZOOM」の使い方を習得し、コロナ禍に対応した面接の仕方を学んでみませんか。

とき 3月19日(金)、22日(月)、23日(火)、24日(水)、26日(金)、29日(月)、午後1時30分～3時30分(全6回)

ところ 人権文化センター

対象者 市内在住の18歳以上で就労をめざしている人

定員 10人

受講料 800円(テキスト代)

申し込み 3月8日(月)～15日(月)に(一社)富田林市人権協議会〔☎(24)3700・Eメール wakaichi@luck.ocn.ne.jp〕へ(申し込み先着順、電話・メール申し込み可)

認知症介護家族の交流会

とき 3月24日(水)、午後1時30分～3時30分

ところ 保健センター

内容 「コロナ禍における認知症の進行予防～感染症予防とワクチンについて～」をテーマに、認知症サポート医を交えて情報交換

対象者 市内在住で認知症の人を介護している家族(認知症の人が市内在住の場合は市外の家族も可)

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。

定員 20人 **参加費** 無料

申し込み 3月8日(月)～19日(金)に、高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

ワンポイント!介護講習会

とき 3月25日(木)、午後2時～3時

ところ 金剛公民館

内容 おむつ交換とポータブルトイレの取り扱いをテーマに、介護技術の習得をめざす

定員 10人 **参加費** 無料

持ち物 飲み物

※動きやすい服装で参加してください。

申し込み 3月24日(水)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

手話奉仕員養成講座(入門)

とき 4月9日～9月17日の毎週金曜日、午後7時～9時(7月23日、8月13日を除く全22回)

ところ 総合福祉会館

内容 厚生労働省のカリキュラムに沿った講座

対象者 次の全てに該当する人

・市内在住・在勤の高校生以上(未成年の場合は親の同意が必要)で、新規または当講座を受講し修了書がもらえていない人

・同講座修了後、市役所で市の手話通訳者に登録、または市内の手話サークル活動に積極的に参加できる人

定員 15人

受講料 無料(教材費実費)

持ち物 筆記用具、フェイスシールド

申し込み 3月8日(月)～19日(金)に、総合福祉会館へ(電話申し込み可)

※申し込み多数の場合3月22日(月)、午前10時より公開抽選します。

はじめる!つかえる!スマホ教室

とき 4月15日(木)、16日(金)、午前10時～正午

ところ かがりの郷

内容 LINEやインターネット検索など、基本操作を学ぶ

対象者 市内在住の人

定員 各10人

参加費 各300円(テキスト代含む)

持ち物 スマートフォン、筆記用具

申し込み 3月15日(月)、午前9時～、かがりの郷へ(申し込み先着順、電話申し込み可)



国民年金

学生納付特例は毎年申請が必要です

国民年金保険料を納めることが困難な20歳以上の学生は本人の前年所得が118万円以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。令和2年度に申請し承認を受けた人も改めて申請が必要です。

ただし、令和3年度分は4月より受け付け開始となります。

●学生納付特例の承認を受けた期間は①承認期間中の障がいや死亡といった不慮の事態には、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

②年金の受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

③承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば後払い(追納)できます。※2年を過ぎて後払う場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて、一定の額が加算されます。

対象者 大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校などに在学する学生(夜間、通信制課程も可)

手続き 年金手帳、印鑑、学生証など学生であることを証明できるものを持参し、保険年金課(内線153、154)へ ※令和2年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構が在学予定年月を把握できた人には、3月下旬に学生納付特例申請はがきが送付されます。引き続き同じ学校に在学中の場合は、必要事項を記入の上返送し、承認されると4月～令和4年3月についても納付が猶予されます。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



福祉

老人医療費助成制度の経過措置が終了します

老人医療費助成制度は、平成30年4月に制度が廃止され、3年間の経過措置を設けていましたが、3月31日(水)をもって経過措置期間が終了します。

制度の終了に伴い4月1日(木)以降、老人医療証(黄色)の使用はできませんのでご注意ください。

なお、現在、老人医療証(有効期限が3月31日まで)をお持ちの人で、右

表に該当される人は改めて申請し、要件を満たせば引き続き、重度障がい者医療費助成制度の適用を受けることができます。

区分	対象者
重度障がい者医療	身体障がい者手帳1・2級を持っている人
	療育手帳A(重度)を持っている人
	身体障がい者手帳3～6級と療育手帳B1(中度)の両方を持っている人
	精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている人
	特定医療費(指定難病)受給者証を持っている人で障がい者年金1級または特別児童扶養手当1級を受給相当の人

問い合わせ 福祉医療課(内線163、164)

保険料の納め忘れはありませんか

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は事業の運営に欠かすことのできない大切な財源です。必ず期限内に納付してください。期限内に納付されない場合は、財産の差し押さえなどの対応を取ることがあります。

国民健康保険料を滞納している世帯は、有効期限の短い保険証の交付対象になり、滞納の状況によっては、通常の被保険者証の代わりに、医療機関の窓口でいったん医療費全額を支払う「資格証」の交付対象となります。

介護保険料を滞納していると、保険給付が制限されることがあります。

後期高齢者医療保険料を滞納していると、有効期限の短い保険証の交付対象になります。

※今月は令和2年度分国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の最終納付月です。

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、市より送付する納付書で保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア(後期高齢者医療保険料は除く)または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預(貯)金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と通帳の印鑑、預(貯)金通帳を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード(暗証番号の入力が必要)を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。

対応している金融機関は次のとおりです。

●ペイジー口座振替受付サービス対応金融機関

りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、成協信用組合、大阪南農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

問い合わせ 国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)、後期高齢者医療保険料については福祉医療課(内線158、159)